

## 給与支払者向け定額減税事務説明会について

令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税について定額による所得税の特別控除(定額減税)が実施されることとなりました。

伊予西条税務署では、**給与所得者の定額減税事務**について給与支払者の方にご理解を深めていただくため、**次のとおり説明会を開催します。**

- 内容： 給与所得者に対する定額減税の概要、源泉徴収事務など
- 対象者： 給与支払者（源泉徴収義務者）
- 開催日時、場所等：

開催日時		開催場所	定員
令和6年4月10日(水)	10:00~11:00	伊予西条税務署 2階会議室 (西条市神拝甲 511-17)	20名
令和6年4月24日(水)	10:00~11:00		20名
令和6年5月8日(水)	10:00~11:00		20名
令和6年5月22日(水)	10:00~11:00		20名

### 説明会にご参加いただく方へ

会場の収容人数の都合上、**事前予約制**としますので、次の方法により事前予約をお願いします。

#### LINEで事前申込みをする方法

- STEP 1 LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加  
 STEP 2 「トーク」画面から「申告相談又は説明会出席の申込」を選択  
 STEP 3 「定額減税の説明会に申し込む（源泉徴収義務者の方）」を選択  
 STEP 4 説明会会場や来場希望日時を選択  
 STEP 5 内容を確認して「申込」をタップすれば完了



友だち追加はこちら

※ 入場時に「申込完了」画面の提示をお願いします。

#### LINEを利用できない場合

次の問い合わせ先に連絡し、予約してください。

【問い合わせ先】伊予西条税務署 法人課税部門（電話：0897-56-3293）

なお、ご参加される際は、3月中旬に国税庁から発送予定の「令和6年分所得税の定額減税のしかた」をご持参ください。

「令和6年分所得税の定額減税」に関する各種情報やQ&Aについては、国税庁ホームページの特設サイトをご覧ください。

定額減税  
特設サイト

